

砂川市立病院訪問看護ステーション運営規程

(目的)

第1条 この規程は、砂川市立病院（以下「病院」という。）が設置する訪問看護ステーション（以下「ステーション」という。）が行う指定訪問看護及び介護予防訪問看護（以下「訪問看護」という。）の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護師その他の従事者（以下「看護師等」という。）が、訪問看護を必要とする利用者に対し、適正な訪問看護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 ステーションの看護師等は、利用者の住まい、家族、心身の特性を踏まえて、日常生活動作の維持及び回復を図るとともに、生命と生活の質の確保をした在宅療養を支援するものとする。

2 訪問看護の実施に当たっては、関係市町、地域の保健、医療、介護、福祉サービスとの密接な連携を図り、包括的なサービスの提供に努めるものとする。

(ステーションの名称等)

第3条 事業を行うステーションの名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 砂川市立病院訪問看護ステーション よつば
- (2) 所在地 砂川市西4条北3丁目1番1号

(職員の職種及び員数等)

第4条 職員の職種及び員数等は、次の表のとおりとする。

職種	員数	摘要
管理者	1人	看護師
看護職員	常勤換算で2.5人以上 (管理者を含む)	看護師又は准看護師
リハビリテーション職員	必要に応じて配置	理学療法士又は作業療法士
その他の職員	必要に応じて配置	事務職員又は介護福祉士

(職員の職務)

第5条 管理者は、ステーションの適切な運営や訪問看護の質の向上が図れるように管理及び統括し、ステーションの職員に対し遵守すべき事項について指示命令を行う。ただし、管理上支障がない場合は、ステーション内の他の職務及び病院の職務に従事することができる。

2 看護職員は、主治医の指示及び訪問看護計画に基づく適切な訪問看護を行い、実施事項等を主治医に報告する。ただし、管理上支障がない場合は、病院の職務に従事することができる。

- 3 リハビリテーション職員は、病院の職務に支障がない範囲で、主治医の指示書に基づきリハビリテーションを行う。
- 4 その他の職員は、ステーションの運営に係る必要な事務作業や同行による訪問看護の提供を行う。ただし、管理上支障がない場合は、病院の職務に従事することができる。

(業務時間及び休業日)

第6条 ステーションの業務時間及び休業日は、次のとおりとする。ただし、管理者が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休業日を設けることができる。

- (1) 業務時間 午前8時30分から午後5時まで
 - (2) 休業日 砂川市病院事業業務規程（平成26年病院規程第2号）第3条に規定する休診日
- 2 ステーションは、前項の規定にかかわらず、常時、訪問看護の利用者及びその家族からの連絡、相談等を受けることが可能な体制を整えるものとする。

(訪問看護の内容)

第7条 訪問看護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 病状及び障がいの観察
- (2) 清拭、洗髪等による清潔の保持
- (3) 食事、排せつ等日常生活の世話
- (4) 褥瘡の予防及び処置
- (5) リハビリテーション
- (6) ターミナルケア
- (7) 緩和ケア
- (8) 認知症疾患患者の看護
- (9) 療養生活及び介護方法の指導
- (10) 緊急時の対応
- (11) 主治医や関係機関への報告連絡及び調整
- (12) その他医師の指示による医療処置

(利用料等)

第8条 訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問看護が法定代理受領サービスであるときは、法令等に規定する一部負担の割合を乗じて得た額とする。

2 前項のほか訪問看護の利用に要する費用は、次のとおりとする。

種別	金額（消費税及び地方消費税を含む。）	
超過料金	1 時間30分を超えて訪問看護を提供する場合	
	(1) 午前8時～午後6時	30分毎に1,300円
	(2) 午前6時～午前8時、午後6時～午後10時	30分毎に1,630円
	(3) 午後10時～午前6時	30分毎に2,000円

休日料金	1日につき1回	3,200円
交通費	公用自動車を使用した場合	
	(1) ステーションから往復4km未満	200円
	(2) ステーションから往復4km以上10km未満	400円
	(3) ステーションから往復10km以上	600円
	公共交通機関利用又は営業車利用の場合	実費
死後の処置料	(1) 呼吸停止の確認のみ	3,000円
	(2) (1) + 抜針等の医療ケア	5,000円
	(3) (2) + エンゼルケア	10,000円

3 前項の規定にかかわらず、同項の交通費は、次条の通常の事業の実施地域で介護保険法（平成9年法律123号）による訪問看護を利用する者には適用しない。ただし、次条の通常の実施地域を超えて当該訪問看護を利用する者には適用する。

4 第1項及び第2項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第9条 通常の事業の実施地域は、砂川市、滝川市、歌志内市、上砂川町、奈井江町、浦臼町及び新十津川町の区域とする。

（緊急時等における対応）

第10条 訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うものとし、主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等必要な処置を行うものとする。

（事故発生時の対応）

第11条 利用者に対する訪問看護の提供により事故が発生した場合には、速やかに関係市町、当該利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

（苦情処理）

第12条 管理者は、訪問看護の提供に係る利用者からの苦情に対して迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

2 ステーションは、前項の苦情の内容について記録し、当該利用者の契約終了の日から2年間保存する。

（個人情報の保護）

第13条 利用者又はその家族の個人情報については、砂川市立病院の個人情報保護方針に基づき収集、利用及び提供することを定め、職員及び関係者へ周知徹底を図り、継続的に個人情報の保護に努める。

(虐待防止に関する事項)

第14条 ステーションは、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 ステーションは、訪問看護の提供中に従業者又は養護者（利用者の家族等利用者を現に養護する者をいう。）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを関係市町に通報するものとする。

(身体的拘束等の適正化に関する事項)

第15条 ステーションは、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わないために、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 身体的拘束等の適正化に向けた指針の整備
- (2) 身体的拘束等の適正化に係る対策の検討及びその検討結果の従業者への周知徹底
- (3) 利用者又はその家族の同意を得たうえで、緊急やむを得ず身体的拘束等を行った場合の態様、時間、利用者の心身の状況及びそれを行った理由の記録
- (4) 身体的拘束等の適正化に係る従業者研修の実施

(その他運営に関する重要事項)

第16条 ステーションは、感染症や災害が発生した場合であっても、利用者に必要な訪問看護を継続的に提供できるよう、業務継続に向けた計画等の策定、研修、シミュレーションを実施する。

- 2 ステーションは、適切な訪問看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 3 ステーションは社会的使命を十分認識し、職員の資質向上を図るため研究、研修の機会を設け、また質の保証ができるように整備する。
- 4 ステーションは、利用者に対する指定訪問看護等の提供に関する諸記録を整備し、当該利用者の契約終了の日から2年間保管しなければならない。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、砂川市病院事業管理者との協議に基づいて管理者が別に定める。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年12月1日から施行する。